

ごみの分別一部変更について

令和4年2月1日より「リチウムイオン電池及び電池使用製品」の分別を変更いたします。

変更前：燃やさないごみ → 変更後：有害ごみ

※収集日の変更はありません。（月曜日）

※有害ごみは市販のごみ袋（透明）又はバケツ等で出してください。

◆リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例◆

電動工具、コードレス家電（充電式掃除機など）、充電式投光器、
トランシーバー、デジタルカメラ、電話機（固定・携帯・スマホ）、
モバイルバッテリー、加熱式たばこ（電子タバコ）、電気シェーバー、
電動歯ブラシ、ハンディファン（携帯扇風機）、携帯ゲーム機など

先日、竹富町リサイクルセンター内にある前処理施設で火災が発生しました。火災原因としてリチウムイオン電池の破碎により発熱・発火したと考えられます。

今後このようなことが起こらないために、リチウムイオン電池及び電池使用製品は「有害ごみ」扱いといたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



リチウムイオン電池は、小型で大量の電力を必要とする製品に使用されています。他の小型充電池と比べ高容量、高出力、軽量という特徴がありますが、破損や変形などの強い衝撃が加わると、発熱・発火の恐れがあります。



リチウムイオン

リチウム蓄電池、Li-Ion
リチムイオンなど

※リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。

※リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、以下の点を守ってください。

- ①無理に外さない（電池一体型の製品は製品のまま排出する）
- ②他の廃棄物と混ぜない（燃やさないごみに入れない）
- ③ぬらさない（雨や水にぬれない場所で保管）
- ④電池端子部分を露出させない
(電池が取り外せる場合は、ビニールテープ等で端子部分を覆い、絶縁にする)

<リチウムイオン電池使用製品 具体例>



※ノートパソコン、電動アシスト自転車、防災設備・機器は町では処理できませんので、メーカー又は取扱店にて適正に処理してください。

◆リチウムイオン電池本体には、以下のマークが表示されています◆



小型充電式電池の例